

第 7 次白老町総合計画

策定方針

～町民と職員がまちの未来をともに考える計画へ～

策定の過程そのものを、町民参加・職員参加の機会とする

令和 8 年 8 月
白老町

1 策定の趣旨と計画の役割

第 6 次白老町総合計画は令和 9 年度をもって計画期間が終了する。令和 10 年度から令和 17 年度までの 8 年間を見据え、町政運営の新たな指針として第 7 次白老町総合計画を策定する。

本町では、全国の他の自治体と同様に、人口減少・少子高齢化がさらに進行する一方、災害の激甚化、人材不足、公共施設・インフラの老朽化、デジタル化、価値観や暮らし方の多様化など、行政と地域を取り巻く環境が大きく変化している。限られた人材・財源の中で、これまでの取組をすべて同じ形で続けることは困難である。

これからの 8 年間に向けて、白老町の強みや大切にしたいものを確認しながら、何を守り、何をより良くし、何を選び直すのかを町民とともに考え、実行につながる計画をつくる。

策定の根拠

- 白老町自治基本条例第 26 条及び第 27 条の規定に基づく、町の最上位計画として策定する。
- 基本構想及び基本計画は、町議会の議決を経て決定する。

<白老町自治基本条例>

第 26 条 執行機関は、総合的かつ計画的に町政を運営するため、基本構想とこれを具体化する計画を定め、これに基づいてまちづくりを進めます。

第 27 条 町長は、まちのめざす将来の姿を明らかにし、政策を達成するための地域資源を有効に活用して、これを総合的かつ計画的に実現するため、総合計画を策定します。

総合計画が担う 3 つの役割

町政運営の羅針盤	町民と行政の共通目標	町意思を示す発信機能
----------	------------	------------

2 第 6 次から継承すること・第 7 次で刷新すること

第 6 次計画の理念や役割を継承しつつ、計画のつくり方・見せ方・使い方を刷新する。

継承すること	第 7 次で刷新すること
● 自治基本条例に基づく町の最上位計画	● 施策の網羅から、重要課題の明確化へ
● 8 年間の将来像とまちづくりの方向性	● 完成後の意見募集から、途中段階からの共創へ
● 町民と行政の協働によるまちづくり	● 一部の職員による策定から、職位に応じた全庁的な関与へ
● 持続可能性を重視する考え方	● 策定して終わる計画から、進捗を共有し使い続ける計画へ
● 基本構想・基本計画・実施計画の基本的な関係	● 指標（KPI）の重点化と、くらしの変化を実感できる指標（KPI）の設定

次期総合計画の転換

「分厚い説明書」から、町民と職員が未来を考え、判断し、行動するときに使える「羅針盤」へ。

3 第7次総合計画策定の基本方針

次の7つを、計画内容だけでなく、策定プロセス全体を貫く基本方針とする。

1	町民に身近で、分かりやすい計画	暮らしとの関係が伝わり、見やすく手に取りやすい構成・表現とする。
2	町民とともに作る計画	課題整理や将来像の検討段階から町民参加を進め、意見の反映結果を返す。
3	将来を見据え、選択と重点化を行う計画	限られた人材・財源を踏まえ、継続・改善・見直しの優先順位を明確にする。
4	分野を越えた課題に対応する計画	人口減少、子ども・若者、交通、防災、人材不足などを横断的に検討する。
5	職員が自分事として使う計画	管理職、主幹・係長職、若手職員が役割を持ち、これまで以上に策定と実行に関与する。
6	実行と進行管理につながる計画	施策と事業の関係を明確にし、少数の重要指標で進捗と変化を確認する。
7	策定過程と成果を継続的に発信する計画	広報誌、特設ページ、LINE、動画等を活用し、策定状況と成果を共有する。

4 町民・職員参加を軸とした計画づくり

町民・職員参加を一度限りの意見聴取にせず、町民と職員の意見が計画に届き、行政の判断が伝わる「往復のプロセス」をつくる。

1 知る	2 話す	3 つくる	4 返す
データ、現状、町の取組を共有する	暮らしの実感、課題、残したいものを出し合う	町民と職員が目指す姿と施策の方向を考える	反映結果と行政の判断理由を分かりやすく示す

町民参加の考え方

- 総合計画審議会を、計画に関する事項の審議と意見の答申だけでなく、策定途中から職員と一緒に考える場とする。
- 審議会委員を最大40名とすることで、多様な暮らしの視点を取り入れる。
- 審議会分科会と庁内PTが、現状・課題、目指す姿、計画素案について合同で議論する。

職員参加の考え方

- 主幹・係長職をリーダーとする分野別庁内PTが、現場と町民の視点から計画案を検討する。
- 全課長職による施策形成会議は、各PTと審議会の検討結果を踏まえ、分野横断的な調整と庁内合意形成を行い、策定委員会へ提出できる段階まで計画案を仕上げる。
- 各PTに若手職員を正式メンバーとして配置し、補助役ではなく、議論・町民対話・施策案作成に関与させる。

- PT メンバー以外の職員にも、職員説明会、情報連絡会議、庁内掲示等を通じて策定状況を共有し、全庁的な協力体制をつくる。

5 計画の構成と期間

計画期間は、令和 10 年度から令和 17 年度までの 8 年間とする。計画は、基本構想・基本計画・実施計画の 3 層を基本とし、それぞれの役割を明確にする。

区分	期間	主な内容	第 7 次で重視する点
基本構想	8 年間	目指す将来像、基本目標、まちづくりの方向性	町民と共有できる簡潔な羅針盤
基本計画	8 年間 (中間見直し)	分野別の目指す姿、施策の方向、重点・横断的な取組、成果指標	分野間のつながりを明確化
実施計画	3 年間 (毎年度更新)	施策を実現する具体的な事務事業、実施時期、財政との調整	予算・事業評価・進捗管理との接続

6 庁内策定体制と役割分担

部長職は町全体の政策判断、課長職は施策の具体化と課間・分野間調整、主幹・係長職以下は現場と町民の視点から具体案の作成を担う。

組織	構成	主な役割
策定委員会	理事者、部長職	施策形成会議で調整された案を基に、将来像、基本目標、重点政策など町全体の方向性を判断し、計画案を承認する。
施策形成会議	全課長職	各 PT 及び審議会の検討結果を踏まえ、施策間の整合性、分野横断的な連携、実現可能性、担当課及び指標を調整し、策定委員会へ提出できる段階まで計画案を仕上げ、庁内合意を形成する。

分野別庁内 PT	主幹・係長職をリーダーとする関係課職員・若手職員 ※構成員は事務局で選定	現場と町民の視点から、現状・課題、目指す姿、施策案、指標案及び分かりやすい表現を検討し、具体案を作成する。
- PT アドバイザー	全課長職を関係 PT に配置	PT の自主的な検討を尊重しつつ、検討初期から節目ごとに関与し、施策案への助言・軌道修正、実現可能性の確認、関係課との事前調整及び施策形成会議との橋渡しを行う。
策定事務局	企画政策課（企画係）	全体設計、進行管理、資料・データ整理、会議運営、町民参加、計画案の編集・取りまとめを担う。
外部アドバイザー （専門委員）	大学教授等	策定開始、将来像、施策体系・指標、計画素案などの節目で、専門的・客観的な助言を行う。

施策形成会議の位置づけ

施策形成会議は、単なる報告・了承の場ではなく、各 PT 及び審議会での検討を町全体の計画案として仕上げる庁内調整・合意形成の場とする。課長職は、所管課の立場だけでなく、町全体を俯瞰して調整を行う。

主幹・係長職以下が案をつくる → 課長職が案を仕上げる → 部長職が政策判断する

施策形成会議を機能させるための運営

- 付議案件には、町民・審議会の主な意見、PT 案、関係課との調整経過、残された論点及び施策形成会議としての推奨案を示す。
- 策定委員会へ判断を委ねるだけでなく、施策形成会議としての案をまとめる。
- 了承事項は庁内合意として記録・共有し、各課長職が所属職員へ策定状況と決定事項を共有する。
- 策定委員会には、町全体の方向性や重点政策など、政策的判断が必要な事項を中心に付議する。

7 町民参加と職員参加の具体的な仕組み

総合計画審議会

構成	関係団体推薦委員と、公募委員、無作為抽出による委員による 40 名規模。地区・年代・性別・職業・子育て・移住等の多様性を重視する。
運営	全体会と 5 分野程度の分科会を組み合わせ、全体の方向性と具体的な検討を両立する。
庁内 PT との合同議論	①現状・課題の共有、②目指す姿・施策方向の検討、③計画素案の町民レビューの 3 回程度を基本とする。
役割	町長の諮問に応じ、総合計画に関する事項について、調査及び審議する。暮らしの実感を持ち込み、町全体の将来を考え、計画案が分かりやすく納得できるものかを確認し、最終的に答申する。

構成員の選定方針

- 各種町内関係団体からの推薦（15 名）
- 公募（3 名）
- 町民 300 名を無作為抽出し、審議会委員を募集（最大 22 名）
- 無作為抽出の手法を用いることで、まちづくりへの参画意識は高いが、これまで接点のなかった町民へのアプローチが可能となる。

幅広い町民参加

- 町民意識調査（R9 年度前半実施）
- 地区・世代・テーマ別の対話やワークショップ、フォーラムの開催
- 小中高生の参画（まちづくりアイデアコンクール、出前講座やワークショップなど）
- 子育て世代、事業者、各種団体等への意見聴取（計画骨子ができた段階で具体的な議論を行う）
- 広報誌、町ホームページ特設ページ、LINE、動画等による継続的な発信

若手職員の参画

- 各分野別 PT に若手職員を正式メンバーとして配置する。
- PT 活動を正式な業務として位置づけ、所属長が活動時間を確保する仕組みを整える。

8 策定スケジュール（現時点の想定）

時期	役場	審議会	町民	議会
R8.8	策定委員会設置			
R8.9	職員説明会	委員募集開始	まちづくりワークショップ	総務文教常任委員会
R8.10	施策形成会議・庁内 PT 設置	委員決定 審議会設置		
R8 年度後半			まちづくりフォーラム	議会全員協議会（中間報告）
R9 年度前半			まちづくり町民意識調査	
R9.10	まとめ 職員説明会		町民説明会	議会全員協議会（計画案）
R9.11			パブリックコメント	調査特別委員会設置
R9.12	答申報告、パブコメ 結果報告	答申		
R10.2～3	特別委員会結果報告、計画案上程			計画案審議・議決
R10.4		計画開始		